

令和7年度京都府公立高等学校生徒通学費補助事業の実施について

令和7年度京都府公立高等学校生徒通学費補助事業について、下記のとおり実施される予定ですので、お知らせします。

なお、正式な通知につきましては、5月下旬頃に発出される予定です。

また、申請される生徒（保護者）は、申請書類の配布に先立ち、次の書類を必ず保管してください。

1 【定期券の購入による申請】

該当定期券の券面の写し

2 【回数券の購入による申請】

該当回数券の領収書（令和7年4月1日以降で氏名、購入した回数券の種類及び領収日が記載されたもの）

記

名 称	京都府公立高等学校生徒通学費補助金										
制度の趣旨	公立高等学校生徒の通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図ります。										
事業実施主体	京都府										
補助対象者	府内の公立高等学校に在学する生徒の保護者で申請時点において京都府内に住所を有し、次のいずれにも該当する者 ① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給していない者 ② 次のア又はイに該当の者 ア 生徒本人及び生徒と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の者 イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（以下「世帯全体の前年の住民税」という。）が非課税の者。 ③ 1箇月の通学に要する経費について、次の金額を超えて負担している者 <table><tr><td>②の所得金額等</td><td>③の金額</td></tr><tr><td>下記「別表1」に該当</td><td>22,100円</td></tr><tr><td>下記「別表2」に該当</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>世帯全体の前年の住民税が非課税</td><td>10,000円</td></tr></table> 定期券等の月額が 10,000 円を超える人は、補助対象かどうか確認してみてください。			②の所得金額等	③の金額	下記「別表1」に該当	22,100円	下記「別表2」に該当	17,000円	世帯全体の前年の住民税が非課税	10,000円
②の所得金額等	③の金額										
下記「別表1」に該当	22,100円										
下記「別表2」に該当	17,000円										
世帯全体の前年の住民税が非課税	10,000円										
補助額	補助額＝（定期乗車券等年間購入額－22,100円、17,000円又は10,000円）×定期券等購入月数）×1/2〔千円未満端数切捨て〕 ※回数券を利用する場合等、補助額が異なる場合があります。										
申請書類	・通学費補助金交付申請書 ・交付申請書に係る資料 （注）添付資料として次の書類が必要です。 ①定期券の購入による申請・・・該当定期券の券面コピー ②回数券の購入による申請・・・該当回数券の領収書（原本） （令和7年4月1日以降の日付で氏名、購入した回数券の種類及び領収日が記載されたもの） ・市町村長の発行する課税（所得）証明書 など										

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円 +213,000円／1人増

別表2

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人	4,060,000円+470,000円／1人増
上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額	
1 母子・父子世帯	280,000円
2 障害者1人につき	320,000円
3 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額	

（注）世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数です。